



栃木県公報

令和2（2020）年
9月1日（火）
第135号

目次

告 示

○予定保安林	787
○保安林皆伐面積の許容限度の公表	787
○土地改良区定款変更の認可	790

公 告

○令和2（2020）年度後期技能検定試験の実施	790
-------------------------	-----

告 示

栃木県告示第485号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2（2020）年9月1日

栃木県知事 福田 富一

1 保安林予定森林の所在場所

塩谷郡塩谷町大字飯岡字トネ入299、304、308、字甲木沢309から311まで、312-1、313-1、314、字藤倉233-1、字マカリ坂下331、343、345、字道山346、347、364、1379から1381まで、1382-1から1382-4まで、1383から1385まで、字土橋351、字上沢道352から354まで、358、362、363、365、366、字道山下404-1、字家ノ下416、1375-1、字宮脇441、1349から1351まで、1352-2、字平林1356、1359、1369-1から1369-3まで、1372、字大笹トヤ1363、1365-1、1365-2、1365-7から1365-10まで、1365-13、1365-14、1365-17、1365-18、1365-24から1365-35まで、1365-46、1365-48、1365-50、1365-55、1365-57、1366から1368まで、字長峯1376-1、1377-1、1378-1、字百貫鳥屋1398-3から1398-7まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

栃木県告示第486号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、令和2（2020）年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和2（2020）年9月1日

栃木県知事 福田 富一

森林計 画区名	単 位 区域名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度 (単位 ha)					計
			水源涵 ^{かん} 養保安 林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安林	干害防 備保安 林	保健保 安林	
那珂川	大田原 地 区	大田原市 (狭原、小船渡、湯 津上、佐良土、蛭畑、蛭田、 新宿及び片府田を除く。)、那 須塩原市 (塩原、中塩原、上 塩原、湯本塩原、関谷、金 沢、宇都野、下大貫、上大 貫、高阿津、下田野、遅野 沢、蓼沼、折戸、上横林、横 林及び接骨木を除く。) 及び 那須郡那須町	333.21	53.66	0.09			386.96
同	那珂川 中流地 区	大田原市 (狭原、小船渡、湯 津上、佐良土、蛭畑、蛭田、 新宿及び片府田に限る。)、那 須烏山市、芳賀郡茂木町及び 那須郡那珂川町	298.58	118.56		4.57	2.00	423.71
那珂川 鬼怒川	矢板地 区	矢板市、那須塩原市 (塩原、 中塩原、上塩原、湯本塩原、 関谷、金沢、宇都野、下大 貫、上大貫、高阿津、下田 野、遅野沢、蓼沼、折戸、上 横林、横林及び接骨木に限 る。)、さくら市及び塩谷郡	444.86	124.45	1.14	0.96		571.41
鬼怒川	鬼怒川 中流地 区	宇都宮市、真岡市、下野市 (薬師寺、成田、谷地賀、下 文狭、田中、仁良川、町田、 祇園一丁目、祇園二丁目、祇 園三丁目、祇園四丁目、祇園 五丁目、緑一丁目、緑二丁 目、緑三丁目、緑四丁目、緑 五丁目、緑六丁目、本吉田、 下吉田、別当河原、絹坂、花 田、上坪山、下坪山、東根、 磯部、上川島、中川島、上吉 田、三王山、三本木、田川及 び延島に限る。)、河内郡上三 川町及び芳賀郡 (茂木町を除 く。)	14.49	34.00		12.73		61.22
		日光市 (上鉢石町、中鉢石 町、下鉢石町、稲荷町一丁 目、稲荷町二丁目、稲荷町三 丁目、御幸町、石屋町、松原 町、相生町、東和町、若杉						

鬼怒川	今市地区	町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,016.58	152.06				1,168.64
同	日光地区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	290.62	151.98				442.60
同	足尾地区	日光市(足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	138.50	42.28				180.78

渡良瀬川	黒川～小倉川地区	栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。）及び鹿沼市	900.94	186.16			1,087.10	
同	佐野地区	足利市、栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。）、佐野市、小山市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。）及び下都賀郡	331.10	136.18		2.00	469.28	
計			3,768.88	999.33	1.23	20.26	2.00	4,791.70

(森林整備課)

栃木県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年9月1日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
海道土地改良区	令和2(2020)年8月17日
芳賀台地土地改良区	令和2(2020)年8月24日

(農地整備課)

公 告

○令和2(2020)年度後期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、令和2(2020)年度後期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和2(2020)年9月1日

栃木県知事 福田 富一

- 1 実施する検定職種及び等級
 - (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

造園(造園工事作業)、さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、金属ばね製造(線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、光学機器製造(光学機器組立て作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、金属材料試験(組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(ただし、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、光学機器製造(光学機器組立て作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)及びカーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)にあつては、学科試験のみ実施する。)

(3) 3級

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、建築大工(大工工事作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

(ただし、機械加工(フライス盤作業)、めっき(電気めっき作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)及びブロック建築(コンクリートブロック工事作業)にあつては、学科試験のみ実施する。)

(4) 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)

(5) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については特級とし、1の(2)については1級及び2級に区分し、1の(3)については3級とし、1の(4)については等級に区分しない単一等級で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに18,200円とする。

(ただし、別に知事が指定する者にあつては、3,100円以上12,100円以内とする。)

イ 実施期日

令和2(2020)年12月4日(金)から令和3(2021)年2月21日(日)までの間において、栃木県職

業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ令和2(2020)年11月27日(金)に栃木県職業能力開発協会にて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
(1) 1級及び2級 鍛造(プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)及び金属材料試験(組織試験作業) (2) 3級 電気機器組立て(シーケンス制御作業)及び配管(建築配管作業)	令和3(2021)年 1月24日(日)
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業) (3) 3級 造園(造園工事作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業)	令和3(2021)年 1月31日(日)
(1) 1級及び2級 金属ばね製造(線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業)、光学機器製造(光学機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、菓子製造(洋菓子製造作業及び和菓子製造作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)及び広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業) (2) 3級 機械検査(機械検査作業)、建築大工(大工工事作業)及びテクニカルイラ	令和3(2021)年 2月7日(日)

ストレーション(テクニカルイラストレーションCAD作業) (3) 単一等級 電子回路接続(電子回路接続作業)	
(1) 3級 機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、めっき(電気めっき作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、舞台機構装置(音響機構調整作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和3(2021)年2月11日(木)
(1) 1級及び2級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和3(2021)年2月14日(日)

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1丁目3番10号(県庁舎西別館)

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

令和2(2020)年10月5日(月)から同月16日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(2の(1)アの額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた場合における手数料は、申請を取り消したとき又は試験を受けなかったときにおいても、返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和3(2021)年3月19日(金)付けで合格者に対し通知する。

なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が令和3(2021)年3月19日(金)付けで合格者に対し通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

(4) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、合格発表の日から1か月間、試験の得点を開示する。希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること(受検者本人に限る。代理人は不可)。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 栃木県産業労働観光部労働政策課

6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課(電話028-623-3238)又は栃木県職業能力開発協会(電話028-643-7002)に問い合わせること。

(労働政策課)